報告第２号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和２年４月16日提出

養父市長　　広　瀬　　栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内　容　等
第３号	令和２年３月30日	損害賠償の額を定め和解することについて	（内容） 令和元年12月10日、養父市葛畑地内で発生した市道管理瑕疵の事故についての物的損害 （損害賠償の額） 9,040円 （過失割合） 市　80％　相手方　20％ （相手方） [redacted] （協議の整った日） 令和２年３月22日